

■ 加盟店のメリット

加盟店では、カードの普及によるキャッシュレス化の波は時代の大きな流れと捉えています。しかし、ITによる合理化をすれば手間と経費の削減ができることは解っていても、個々の店では対応ができません。加盟店手数料も個々に契約すれば高くなりがちで、コストとして重くのし掛かってきますし、決済までの期間も長くなります。少しでも加盟店手数料は安くしたいし、現金化も1日でも早い方がいいという加盟店側の悩みをすべて解決したのがKICSなのです。金融機関との間で当座貸越の契約を結び、加盟店にはクレジットカード会社からカード利用代金が振り込まれる以前に支払うことができ（月4回）、カード手数料も一括契約により一挙に引き下げることができました。加盟店にとっては、デビットカードもクレジットカードと同じカード決済で、伝票にサインをしてもらうか、暗証番号を入力してもらうかの違いがあるだけです。加盟店がジェイデビットをスムーズに導入できたのも納得できます。また、ジェイデビットに関しては、加盟店が支払う手数料の上限・下限をなくし、クレジットカードと同様に一律の手数料体系を取り、デビットカードの手数料を極力低くおさえています。販売単価の低いお店でも商店街の組合に加入していれば、ジェイデビットの取扱ができるようにしているのもKICSの特徴です。



< 京都錦商店街 >

り、加盟店にも宅配便会社にもメリットのある仕組みを作り上げました。事業の中心は各組合から選抜された若手役員が担い、KICS活性化の原動力となっています。「やる気のない店が退店せざるを得ないことは容認できたとしても、やる気のあるのにただ小さいというだけで存続が許されない、そのような理不尽を決して容認できない」を合言葉に、それぞれは小さくともやる気のあるものが集まり、協力し合って進んで行こうとする意欲が窺われます。

■ デビットカードキャンペーンの実施

KICSは、ジェイデビットスタートから数年間、地元金融機関の利用について、半年毎に利用の累計額の1%をキャッシュバックするキャンペーンを開催していました。

本年7月、KICSの中でデビットカードの利用の70%をしめる四条繁栄会商店街は、傘下の2百貨店も参加し、斬新なキャンペーンを計画しています。それは、デビットカードの利用毎にお客様に渡すCAT伝票に印字されるCAFIS処理通番の下2ケタを抽選番号とし、当選者には購買金額をキャッシュバックするという内容になっています。

■ 協議会からのお知らせ

協議会ではジェイデビットの販促用に利用シーンを中心に取扱い方などを詳しく説明したビデオを制作しています。今年度の施策の一環として、会員・加盟店様に、申込み先着200本を無料にて提供させていただきます。お申込みはFAX（03-3243-0782）で受け付けます。送付先として、会社名・住所・電話番号・担当者名を明記の上、ビデオ希望と書いてFAXしてください（書式自由）。複数本必要な場合は事務局にご相談ください。

KICS参加団体一覧

- ・西陣千本商店街振興組合
- ・北山街協同組合
- ・京商連北カード会（6組合）
- ・四条繁栄会商店街振興組合（1組合）
- ・河原町商店街振興組合
- ・新京極商店街振興組合
- ・寺町京極商店街振興組合（3組合）
- ・三条名店街商店街振興組合
- ・パレット河原町商店街振興組合（2組合）
- ・京都錦市場商店街振興組合
- ・祇園商店街振興組合
- ・伏見大手筋商店街振興組合
- ・納屋町商店街振興組合
- ・ホイット七条（6組合）
- ・京都三条会商店街振興組合（1組合）
- ・新大宮商店街振興組合
- ・京都料理飲食業組合連合会（1組合）
- ・京都織物小売協同組合
- ・京都府綿寝具商工協同組合
- ・京都府花商協同組合
- ・京都府写真材料商業組合
- ・京都府古書籍商業協同組合

*（ ）内は傘下の協力商店街数

■ その他事業の取組み

KICSではその他の事業として、商店街の物流経費の合理化事業、インターネット事業の自主運営、通販サイトの構築など幅広く、多岐にわたる事業を展開しています。通販やインターネットを利用した販売が普及し、観光客もお土産を自分で持ち帰らず、宅配便を利用するようになるなど、宅配便の取扱いが急激に増加しています。そのため、宅配便会社の競争が激化し、サービスを向上させていることを好機と捉え、大手宅配便会社2社と提携することにより、大幅な配送コストの削減を実現しました。従来の共同集荷場設置という発想ではなく、宅配業務一括処理のシステムを独自に構築し、運送データの一括伝送、送料の一括払いなどによ

J-Debit質問箱

Q：加盟店手数料には消費税はかからないのですか？また、加盟店手数料の計上時期はいつにすればよいのですか？

A：加盟店手数料は消費税法施行令第10条第3項八号（金銭債権の譲受け）に該当し、非課税となっています。従いまして、加盟店銀行にとりましては非課税売上になり、加盟店にとりましては非課税となります。なお、加盟店手数料の計上時期は加盟店では商品販売日に損金とし、加盟店銀行は口座引落日に益金とします。

■協議会HPに質問コーナーがあります。J-Debitに関する質問をお寄せください。